e-Tax ソフト（WEB 版含む）
によるダイレクト分割納付の方法
（納税者用）

令和４年５月

国　税　庁

○　e-Tax に関する操作については、e-Tax ホームページに掲載されているマニュアル（https://www.e-tax.nta.go.jp/manual/index.htm）を参照いただくか、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（ナビダイヤル：0570-01-5901）へご連絡ください。

ダイレクト納付による分割納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax に登録をした預貯金口座からの引き落としにより、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

通常のダイレクト納付では、納付の都度、預貯金口座からの引き落としを指定する必要がありますが、「ダイレクト納付による分割納付」では、一度の登録で約 12 か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。

ただし、登録できる国税は、原則、納期限を経過したもので、事前に所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員と納付相談を行っていただいた上で、納付計画を立てている必要があります。

※　納期限から完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。

ダイレクト納付による分割納付の一連の手続

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>一般的な流れ</th><th>掲　載
ページ</th></tr>
<tr><td colspan="2">前　提</td><td>・ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">初　回
手　続</td><td>①e-Tax の利用開始手続</td><td>1</td></tr>
<tr><td>②納税用確認番号・メールアドレスの登録</td><td>1</td></tr>
<tr><td>③ダイレクト納付利用届出書の提出</td><td>2</td></tr>
<tr><td>④ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">納付相談</td><td>・所轄の税務署（徴収担当）職員と納付相談を実施し、納付計画を策定</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">e-Tax への
ログイン</td><td>①e-Tax ソフトからログインする方法</td><td>4</td></tr>
<tr><td>②e-Tax ソフト（Web 版）からログインする方法</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="7">納付計画の新規登録</td><td>納付先
の指定</td><td>・納付先（提出先）の税務署の指定</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="2">滞納国税
の入力</td><td>①納付する滞納国税の登録</td><td>11</td></tr>
<tr><td>②滞納国税を納付する順番の指定</td><td>15</td></tr>
<tr><td>納付計画
の入力</td><td>・分割納付計画の登録</td><td>17</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確認
登録</td><td>①入力内容の確認・登録</td><td>19</td></tr>
<tr><td>②分割納付計画情報の登録完了</td><td>21</td></tr>
<tr><td rowspan="7">納付計画の変更・照会</td><td>納付計画
の照会</td><td>・既に登録した納付計画の照会</td><td>22</td></tr>
<tr><td rowspan="6">納付計画
の変更</td><td>①引落口座の変更</td><td>25</td></tr>
<tr><td>②納付予定日の変更</td><td>27</td></tr>
<tr><td>③納付金額の変更・追加</td><td>29</td></tr>
<tr><td>④口座から引き落とされなかったものを直ちに納付</td><td>34</td></tr>
<tr><td>⑤納付予定を変更して直ちに納付</td><td>36</td></tr>
<tr><td>⑥納付計画全体の削除</td><td>39</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">お知らせ通知
の確認</td><td>①メッセージボックスの確認</td><td>42</td></tr>
<tr><td>②メールアドレスへのお知らせ</td><td>45</td></tr>
</table>

《前提》ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能な金融機関については、国税庁ホームページをご確認ください。
(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm)

《初回手続》①e-Tax の利用開始手続

e-Tax ホームページから、「e-Tax の開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。
※既に利用者識別番号を取得済の方は、取得済の利用者識別番号を利用してください。
e-Tax ホームページご利用の流れは以下の URL 内をご覧ください。
(https://www.e-tax.nta.go.jp/start/index.htm#tabs_1)

《初回手続》②納税用確認番号・メールアドレスの登録

e-Tax の利用開始手続時からダイレクト納付の利用までに、「納税用確認番号及び納税用カナ氏名・名称の登録」（必須）及び「メールアドレスの登録」（推奨）をしてください。
なお、納付予定日のお知らせなど、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールにお知らせが届きますので、内容が確認できるよう、e-Tax へのメールアドレスの登録をお勧めします。
詳しくは以下の URL 内をご覧ください。
(http://www.e-tax.nta.go.jp/manual/index.htm#anc03)

《初回手続》③ダイレクト納付利用届出書の提出

・オンライン提出（個人の方のみ）

パソコン及びスマートフォンから e-Tax ソフト（Web 版・SP 版）にログインし、入力画面に従って必要事項を入力の上、ダイレクト納付利用届出書を送信してください。

オンライン提出を行ってから利用可能となるまで、1 週間程度かかります。

オンライン提出は、納税者ご自身名義の預金口座のみご利用できます（ご自身以外の預金口座を利用することはできません）。

なお、ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。

Web 版の詳細は以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/flow_direct_web.pdf）

SP 版の詳細は以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/flow_direct_sp.pdf）⇒

・書面提出（個人・法人の方）

ダイレクト納付をご利用される日のおおむね 1 か月前までに、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を作成の上、納税地を所轄する税務署へ書面で提出してください。

作成、提出していただく届出書は次のとおりです。届出書に記載された約定を確認の上、作成してください。

【入力用】国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書のダウンロードは以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_direct_01-2.pdf）

※「入力用」の PDF ファイルは、デスクトップ等にダウンロードしてから入力・印刷してください。

ダウンロードせずに入力すると、ご利用の OS によっては、正しく表示されない場合や印刷ができない場合などがありますのでご注意ください。

【手書用】国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書のダウンロードは以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_2-2.pdf）

【記載要領　個人納税者用】は以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_3-2.pdf）

【記載要領　法人納税者用】は以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_4-2.pdf）

※ゆうちょ銀行をご利用の方へ（記号番号記載時の注意事項）は以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_5.pdf）

※所轄の税務署の確認は以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm）

《初回手続》④ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認

税務署及び金融機関において所定の登録作業等が完了すると、e-Tax（受付システム）のメッセージボックスに登録完了メッセージが格納され、ダイレクト納付が利用可能となりますので、メッセージボックスをご確認ください。

e-Tax（受付システム）ホームページは以下の URL 内をご覧ください。

（https://www.e-tax.nta.go.jp/sakusei/messagebox-web.htm）

【重要】所轄の税務署（徴収担当）職員と納付相談を実施

国税を納期限までに一括で納付することが困難な場合は、**事前に、所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員と納付相談を実施し、納付計画を立ててください。**

※従前から国税局の徴収担当職員と納付相談等を行っている場合は、直接、国税局へご連絡ください。

注意

- 本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。
- なお、ダイレクト分割納付の計画について、徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますのでご注意ください。

①　e-Tax ソフトからログインする方法

No.	画　　面	手　順
1	① 	①デスクトップの「e-Tax ソフト」アイコンをダブルクリックします。 ②「バージョンアッププログラム接続確認」画面が表示されますので、「ＯＫ」ボタンを押します。
2	 	・バージョン確認が行われます。 ・バージョン確認が終了すると、e-Tax ソフトの起動画面が表示されます。
3	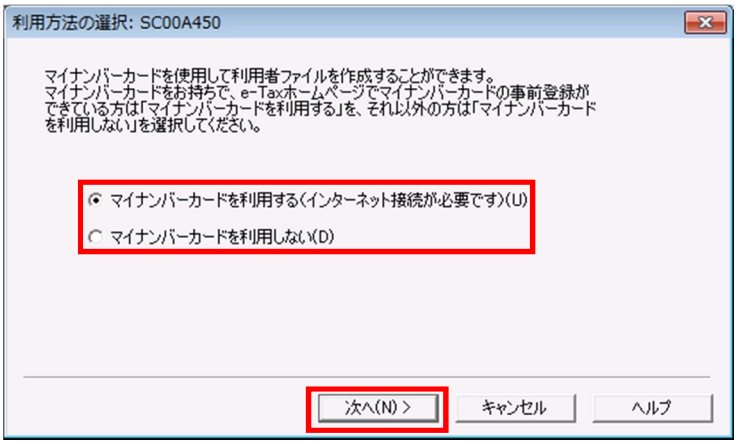 	次の方法によりログインできます。 ・マイナンバーカードを利用してログインする場合は、「マイナンバーカードを利用する」を選択し、「次へ」ボタンを押します。 ・利用者識別番号を入力してログインする場合は、「マイナンバーカードを利用しない」を選択し、「次へ」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
4		ダイレクト分割納付メニューを選択します。
5		ダイレクト分割納付の利用案内を確認し、e-Tax ソフト（WEB 版）にアクセスします。 ※No.７が表示されます。

② e-Tax ソフト（Web 版）からログインする方法

No.	画　　面	手　順
6		「e-Tax ソフト（Web 版）（ログイン）」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
7		「ログイン」ボタンを押します。
8	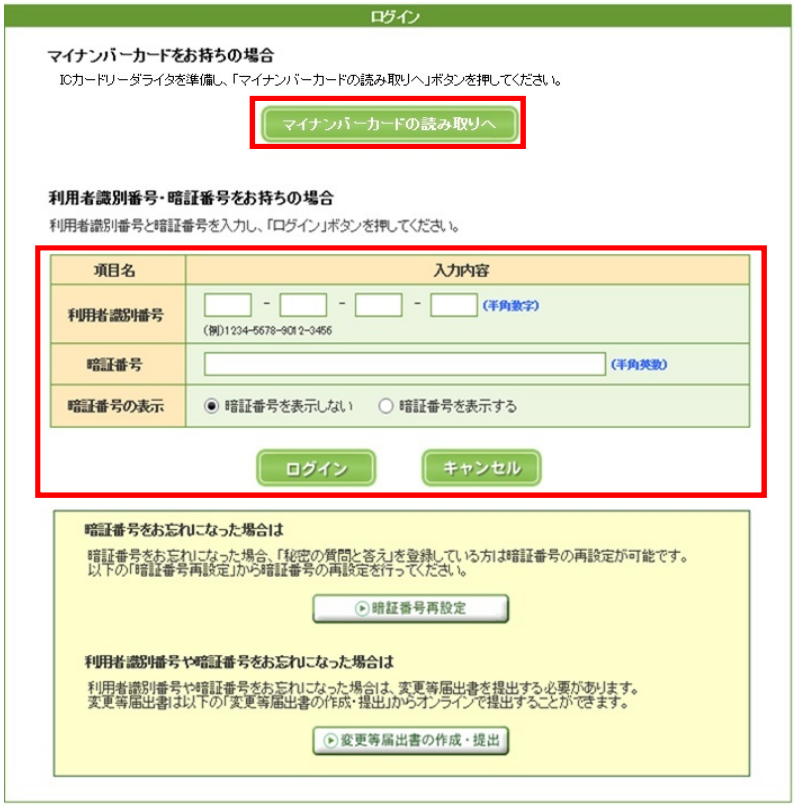	ログイン方法は、次の２種類があります。 ・マイナンバーカードを利用してログインする場合は、「マイナンバーカードの読み取りへ」ボタンを押します。 ・利用者識別番号と暗証番号を入力してログインする場合は「ログイン」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
9	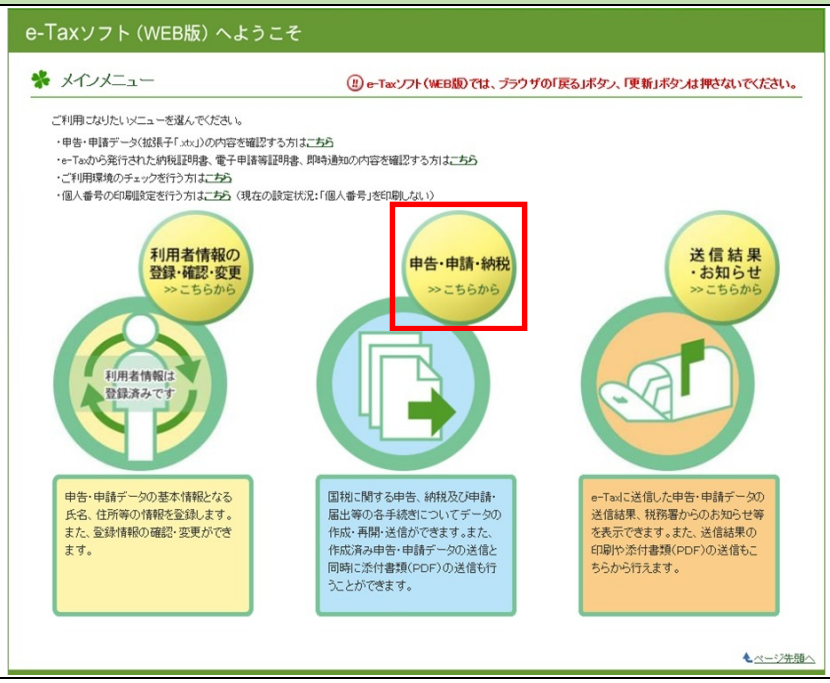	「申告・申請・納税」ボタンを押します。

納付先（提出先）の税務署の指定

No.	画　　面	手　順
10		「ダイレクト納付を利用した分割納付計画の登録（既に納期限を経過している場合など）」の「操作に進む」ボタンを押します。 ※必ず、所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員と納付相談を実施し、納付計画を立てた上でご利用ください。
11	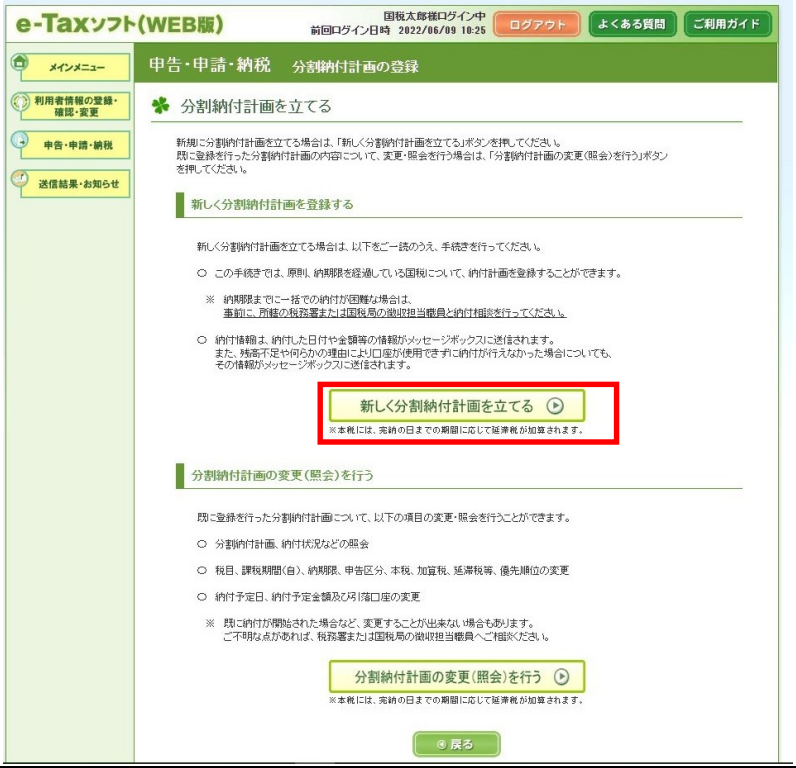	「新しく分割納付計画を立てる」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
12	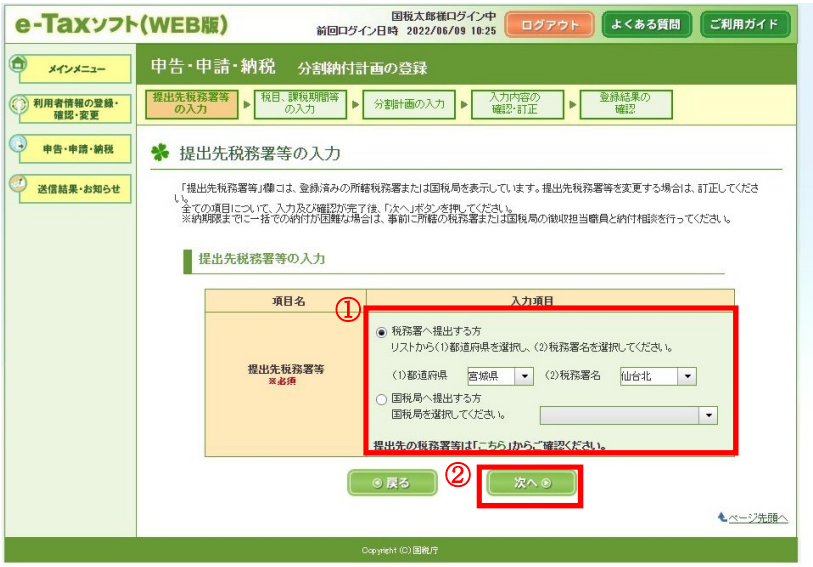 ポイント ・納付計画の提出先（納付先）の税務署（国税局）がご不明の場合は、「こちら」ボタンをクリックして検索してください。	①納付計画の提出先（納付先）の税務署（国税局※）を選択します。 ※国税局の徴収担当職員と納付相談等を行っている場合は、国税局を選択します。 ・税務署へ提出する方「税務署へ提出する方」ボタンを選択の上、ドロップダウンリストから「都道府県」及び「税務署名」を選択します。 ・国税局へ提出する方「国税局へ提出する方」ボタンを選択の上、ドロップダウンリストから国税局を選択します。 ②「次へ」ボタンを押します。

《滞納国税の入力》①納付する滞納国税の登録

No.	画　　面	手　順
13	 ポイント ・滞納国税の登録は、１つの納付計画に対して、入力された「本税」、「加算税」、「延滞税」、「利子税」、「重加算税」の合計数が最大 50 件を上限として登録可能としています。 例：申告所得税及復興特別所得税　令和２年　確定申告 本税　100,000 円、延滞税　10,000 円 上記例を登録した場合は２件入力されたものと判定されます。	「入力」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
14	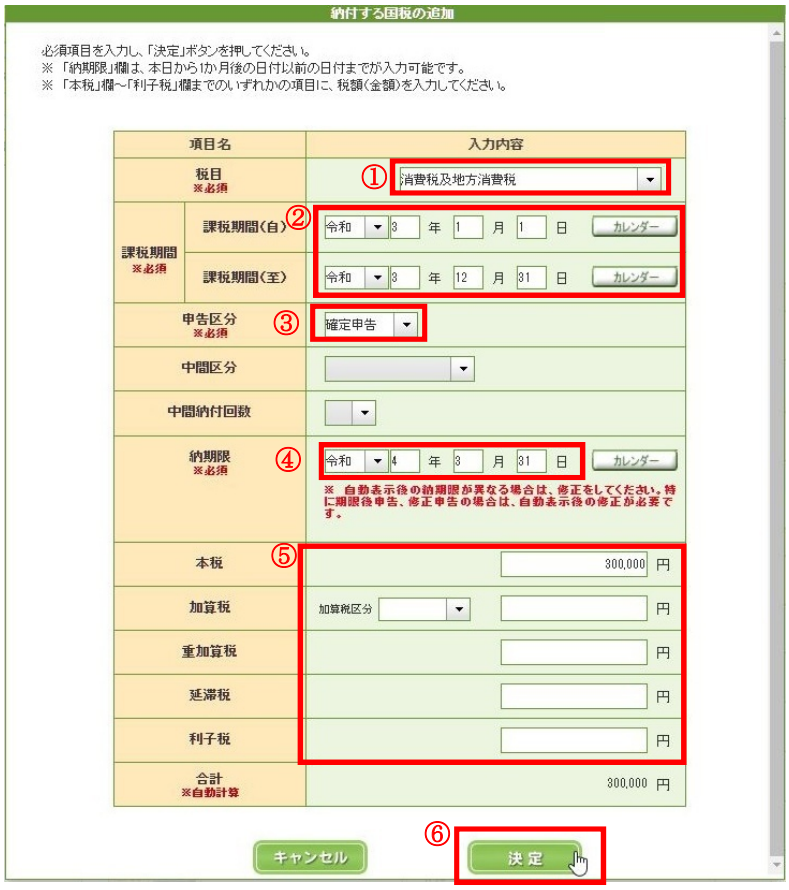 ポイント ・滞納国税は 50 件まで登録可能ですが、「税目、課税期間（自）、申告区分」の全ての項目が同一となる国税を複数登録することはできません。 ・納期限が昭和 49（1974）年 1 月 1 日以降から入力日の 1 か月以内の国税を登録することができます。 ・④納期限の自動表示ができない主な税目等は次のとおりです。 →税目が「源泉所得税」「源泉所得税及復興特別所得税」 →申告区分が「修正申告」「期限後申告」 上記税目及び申告区分は、④納期限に正しい日付が自動表示されないため、適宜、訂正してください。 ・自動表示された④納期限は、休日補正（納期限が休日だった場合は自動で翌営業日が設定）されます。	登録する国税の詳細を入力します。所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員と相談した際に交付された「滞納税金目録」等を手元にご準備ください。 ※入力する内容が不明の場合は、所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員にご連絡ください。 ①「税目」を選択します。 ②「課税期間（自）（至）」を入力します。 ③「申告区分」を選択します。 ④①～③の入力に連動して「納期限」が自動表示されます。 ※①～③の組合せによっては、実際とは異なる「納期限」が自動表示されますので、適宜、訂正してください。 ⑤「本税」「加算税区分」「加算税」「重加算税」「延滞税」「利子税」に国税の金額等を入力（選択）します。 ⑥自動表示された合計が正しいことを確認した後に、「決定」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
15		・No. 14 で入力した国税が項番「1/50」に反映され、項番「2/50」の「入力」ボタンが活性化します。 ・2つ目の国税を入力する場合は、「入力」ボタンを押します。 ※入力手順はNo.14 と同様です。
16		・No. 15 による入力のほか、「複写」機能を使用することもできます。 ①複写する国税を選択します。 ②「複写」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
17	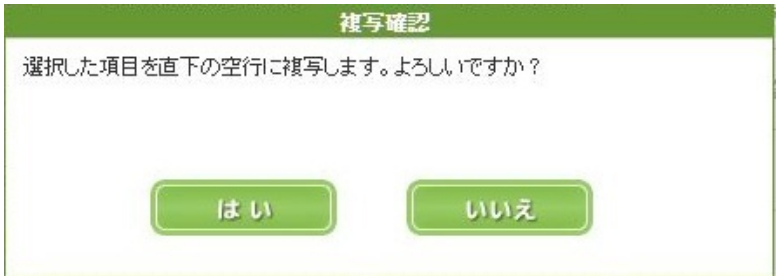	・複写する方は「はい」ボタンを押します。 ・複写しない方は「いいえ」ボタンを押します。 ※No.16 に戻ります。
18	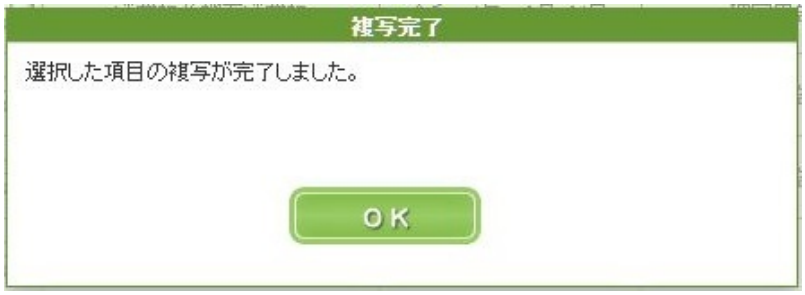	複写した場合は、左記メッセージが表示されますので、「ＯＫ」ボタンを押します。
19		項番「2/50」に「1/50」の国税が複写されますので、「入力」ボタンを押し、課税期間（自）（至）や納期限等を訂正します。

《滞納国税の入力》②滞納国税を納付する順番の指定

No.	画　　面	手　順
20		【本税優先】 登録した国税を本税優先で納付する場合は、入力内容が正しいことを確認し、「次へ」ボタンを押します。 ※№22 に進みます。 【優先１】 納期限の古い国税順に優先されます。 【優先２】 次の税目の種類順に優先されます。 消費税及地方消費税 源泉所得税及復興所得税 申告所得税及復興所得税 法人税 贈与税 相続税 【優先３】 優先１、２が同一の場合課税期間（自）が古い日付順に優先されます。 【優先４】 優先１～３が同一の場合次の申告区分順に優先されます。 予定納税１期 中間申告 予定納税２期 確定申告 修正申告 更正 決定又は告知 その他

No.	画　　面	手　順
21		※No. 20 で納付の順位を指定しない【本税優先】とする場合は、この操作は不要です。 【口座優先】 登録した国税を任意の口座順に納付する場合は、次のとおり操作します。 （例） ・項番「2/50」を１番目 ・項番「1/50」を２番目 ・項番「3/50」を３番目 の順番で納付する場合 ①項番「2/50」の国税の「順位」欄の▼を押し、「１」を選択します。 ②項番「1/50」の「順位」欄を「２」とします。 ③項番「1/50」の「順位」欄を「３」とします。 ④入力内容が正しいことを確認し、「次へ」ボタンを押します。

《納付計画の入力》分割納付計画の登録

No.	画　　面	手　順
22		納付計画の基礎となる①～③の項目を入力します。 ①「初回納付年月日」を入力します。 ②「初回納付金額」を入力します。 ③「分割納付回数」を選択します。 ④入力内容を確認し、「設定」ボタンを押します。
23	 ポイント ・「初回納付予定日」が月末の場合は、自動表示される２回目以降の「納付予定日」も月末の日付が表示されます。 例：「初回納付予定日」：2/28　→　「納付予定日」：3/31	納付予定日ごとの納付金額を設定します。 ①№22 で設定した「初回納付年月日」と「初回納付金額」が表示されますので、適宜、訂正します。 ②「納付予定日」は、「初回納付年月日＋１か月後の日付」が自動表示されます。 「納付予定金額」は、「初回納付金額」と同額が自動表示されますので、適宜、訂正します。

No.	画　　面	手　順
24		引き落としを行う預貯金口座を設定します。 ①登録されている預貯金口座が１つの方は、その口座が自動で設定されます。 ②登録されている預貯金口座が複数ある方は、「口座の変更」ボタンを押します。 ③預貯金口座を選択します。 ④「選択」ボタンを押します。
25		入力内容が正しいことを確認し、「内容確認」ボタンを押します。

《確認登録》①入力内容の確認・登録

No.	画　　面	手　順
26		・入力内容に誤りがないか最終確認を行い、問題がなければ「登録」ボタンを押します。 ・変更がある場合は、各項目の「訂正」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
27	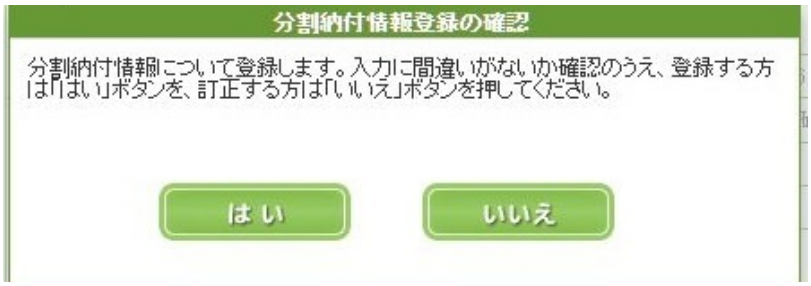	・登録する方は「はい」ボタンを押します。 ・訂正する方は「いいえ」ボタンを押します。 ※No.26 に戻ります。

《確認登録》②分割納付計画情報の登録完了

No.	画　　面	手　順
28	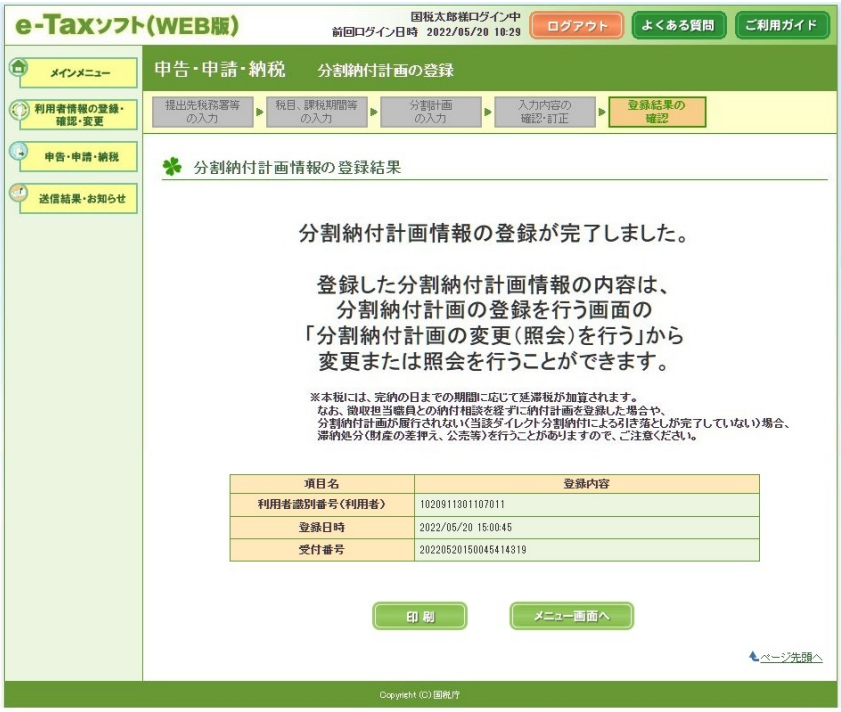	分割納付計画情報の登録が完了となります。 ※本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。 なお、徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を登録した場合や、分割納付計画が履行されない（当該ダイレクト分割納付による引き落としが完了していない）場合、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますので、ご注意ください。

《納付計画の照会》既に登録した納付計画の照会

No.	画　　面	手　順
29		「ダイレクト納付を利用した分割納付の計画の登録(既に納期限を経過している場合など)」の「操作に進む」ボタンを押します。 ※<u>納付計画の変更についても、必ず、所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員とご相談の上で、ご利用ください。</u>
30	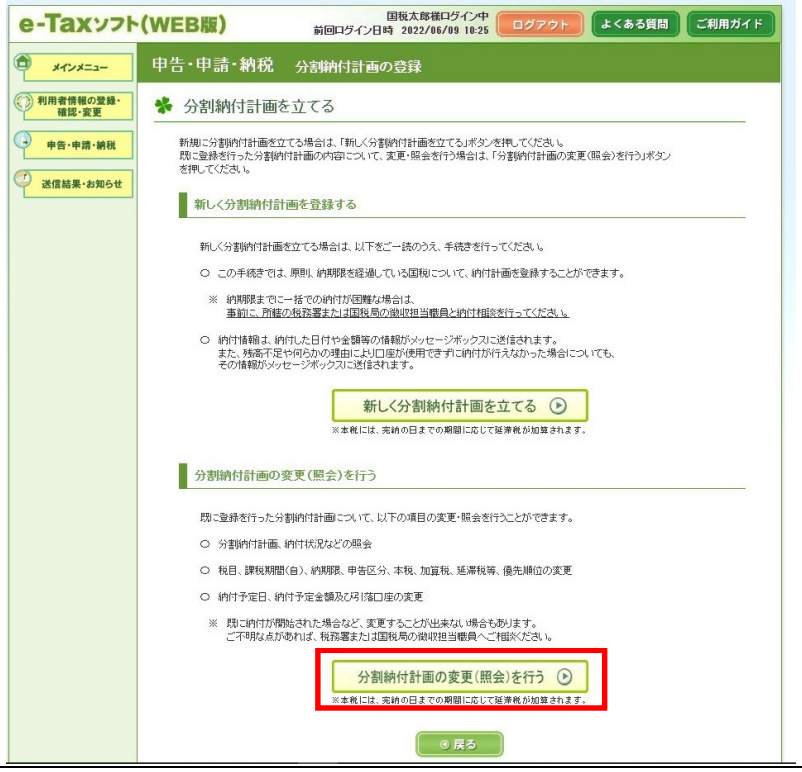	「分割納付計画の変更(照会)を行う」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
31		・納付計画が登録された順に表示されます。 ・納付計画の変更・照会を行う場合は、その納付計画を押します。
32		・納付計画の提出先（納付先）の税務署（国税局）を変更する場合は、「変更」ボタンを押します。 ※納付状況が次の区分の場合は、提出先を変更することができません。 「振替済み」 「納付指示中」 「納付エラー（再納付不可）」 ・登録した国税は変更することができません。 ※変更する場合は、この納付計画自体を削除する必要があります。削除については、№68以降を参照してください。

No.	画　　面	手　順
32 続き	 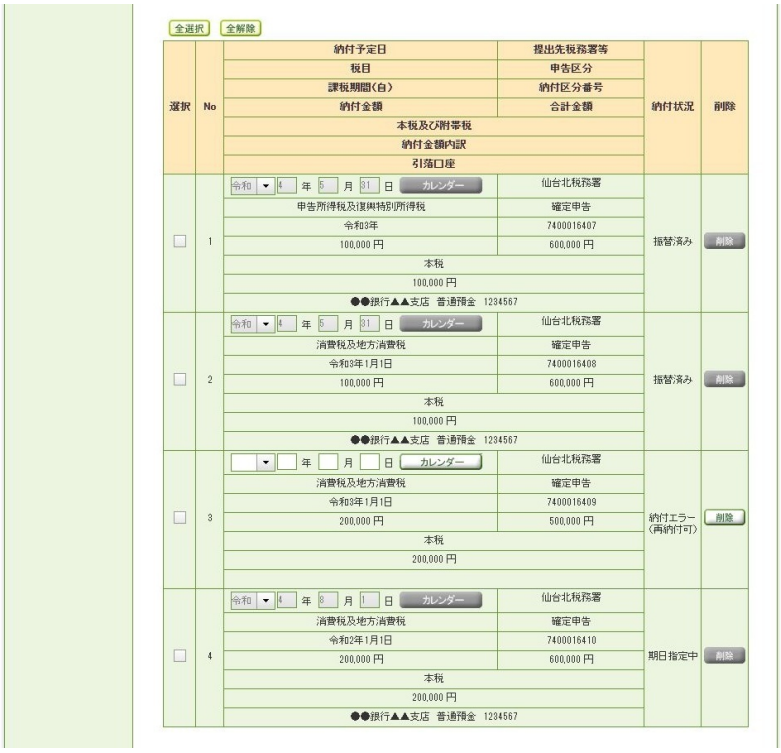	登録した納付予定日、納付金額、引落口座が表示されます。 ※納付予定日、納付金額、引落口座の変更方法は、№.33 以降に記載しています。 【納付状況】 ・「振替済み」とは、口座引き落とされたものをいいます。 ・「納付指示中」とは、納付予定日を指定中のものをいいます。 ・「納付エラー（再納付可）」とは、登録している預貯金口座が残高不足などにより口座から引き落とされなかったが、納付日や引落口座を変更して再納付が可能な状態のことをいいます。 ・「納付エラー（再納付不可）」とは、登録している預貯金口座が解約されたときなどに口座から引き落とされず、再納付も行えない状態（納付日や引落口座の変更も不可）のことをいいます。 ・「期日指定前」とは、「期日指定中」のうち、納付予定日前日以前のもので「分割納付の取り消し」処理をした状態のことをいいます。

《納付計画の変更》①引落口座の変更

No.	画　　面	手　順
33		引落口座を変更する場合は、 ①変更する納付予定日を選択します(「全選択」ボタンで登録している全ての納付予定を選択することも可能です。)。 ②「引落口座の変更」ボタンを押します。
34		①引落口座を選択します。 ②「変更」ボタンを押します。
35	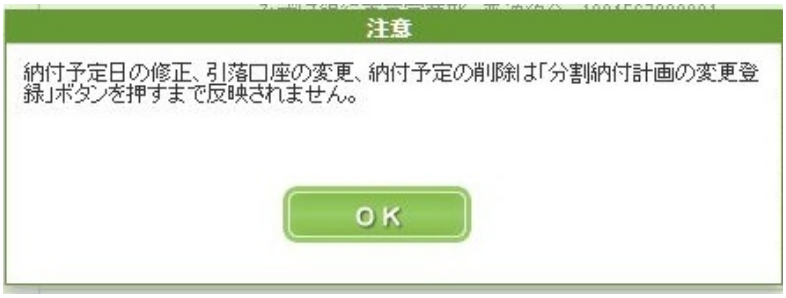	初回変更のみ左記メッセージが表示されます。No. 33 で変更した内容は、「分割納付計画の変更登録」ボタンを押すまで反映されません。 「OK」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
36	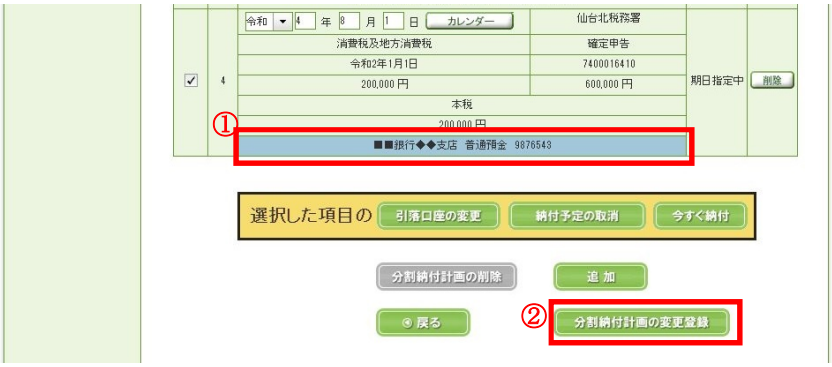	①No. 34 で選択した引落口座が表示されます。 ②納付予定日など他に変更する項目がない場合は、「分割納付計画の変更登録」ボタンを押します。
37	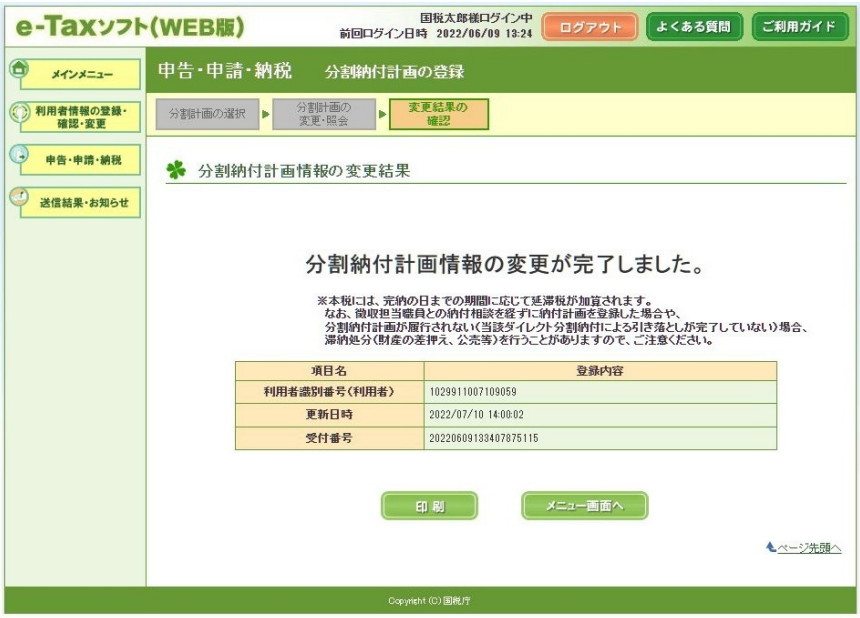	分割納付計画情報の変更が完了となります。 ※本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。 なお、徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を変更した場合や、分割納付計画が履行されない（当該ダイレクト分割納付による引き落としが完了していない）場合、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますので、ご注意ください。

《納付計画の変更》②納付予定日の変更

No.	画　　面	手　順
38		納付予定日を変更する場合は、 ①変更する納付予定日を選択します。 ②「納付予定日」欄が活性化しますので、日付を変更します。
39	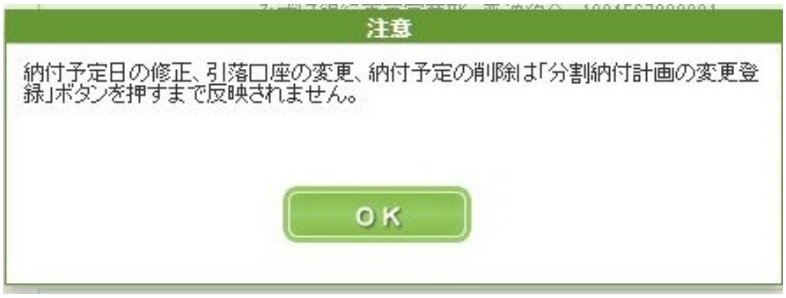	初回変更のみ左記メッセージが表示されます。 No.38 で変更した内容は、「分割納付計画の変更登録」ボタンを押すまで反映されません。 「OK」ボタンを押します。
40		変更した箇所が青色に変わります。

No.	画　　面	手　順
41		「分割納付計画の変更登録」ボタンを押します。
42	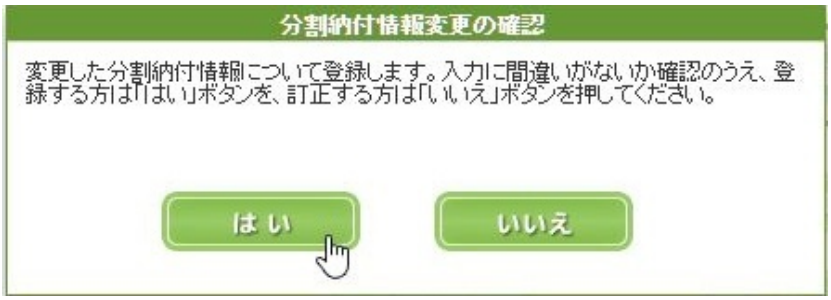	・変更した内容を登録する方は「はい」ボタンを押します。 ・訂正する方は「いいえ」ボタンを押します。 ※№40 に戻ります。
43		分割納付計画情報の変更が完了となります。 ※本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。 なお、徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を変更した場合や、分割納付計画が履行されない（当該ダイレクト分割納付による引き落としが完了していない）場合、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますので、ご注意ください。

《納付計画の変更》③納付金額の変更・追加

No.	画　　面	手　順
44		納付金額を直接変更することはできませんので、一度、納付予定を削除して、新たに納付予定を追加する必要があります。 ①「期日指定中」(納付日前日以前）であることを確認します。 ②変更する納付予定日を選択します（「全選択」ボタンで登録している全ての納付予定を選択することも可能です。)。 ③「納付予定の取消」ボタンを押します。
45		・選択した納付予定を取り消す場合は「はい」ボタンを押します。 ・取り消さない場合は「いいえ」ボタンを押します。 ※№44 に戻ります。

No.	画　　面	手　順
46	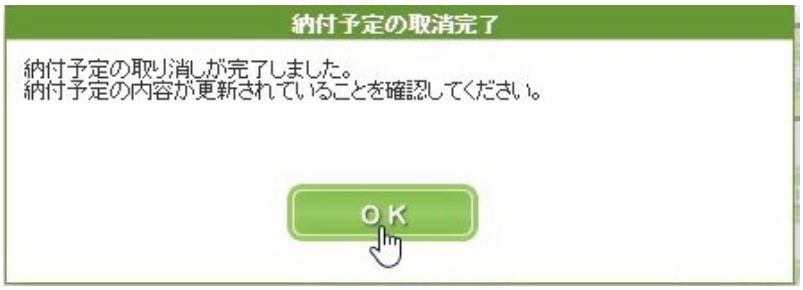	「ＯＫ」ボタンを押します。
47		①「納付状況」欄が「期日指定中」(納付日前日以前）から「期日指定前」に変更されていることを確認します。 ②削除する納付予定日を選択します。 ③「削除」ボタンを押します。
48	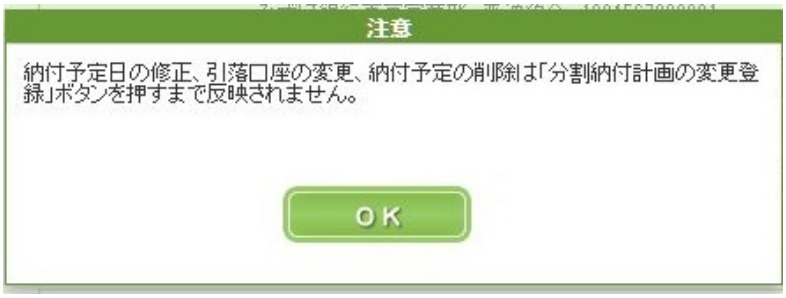	初回変更のみ左記メッセージが表示されます。 №47 で変更した内容は、「分割納付計画の変更登録」ボタンを押すまで反映されません。 「ＯＫ」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
49		①No. 47 で削除した納付予定が網掛けされます。 ②「追加」ボタンを押します。
50		①追加（納付）する国税を選択します。 ※新規登録時に入力した国税が表示されます。 ②「本税」～「利子税」欄に納付する金額を入力します。 ③「追加」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
51		①No. 50 で登録した納付予定が表示されます。 ②納付予定日が空欄のため、納付する日を入力します。
52		変更した箇所が青色に変わります。
53		「分割納付計画の変更登録」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
54	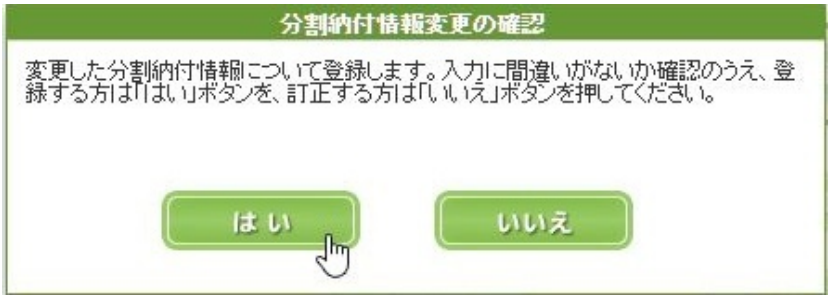	・変更した内容を登録する方は「はい」ボタンを押します。 ・訂正する方は「いいえ」ボタンを押します。 ※№52 に戻ります。
55	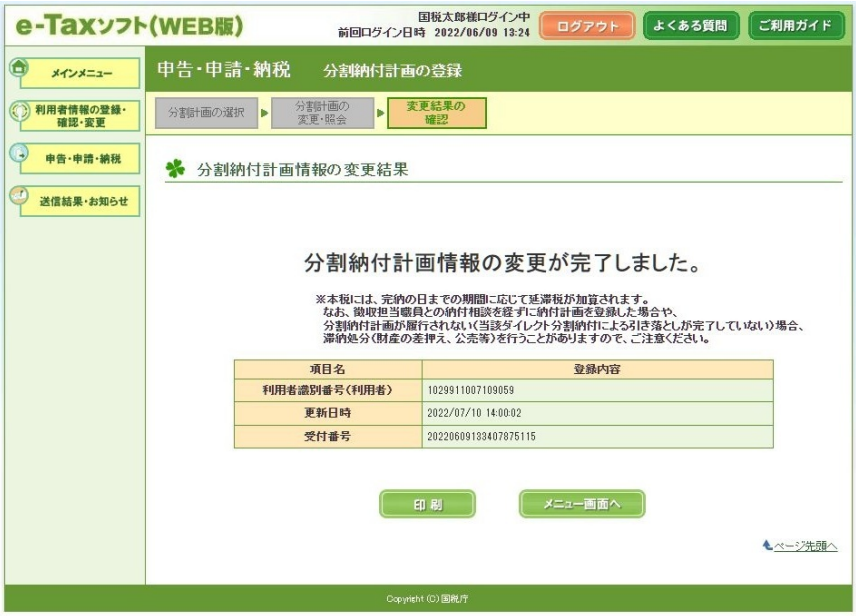	分割納付計画情報の変更が完了となります。 ※本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。 なお、徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を変更した場合や、分割納付計画が履行されない（当該ダイレクト分割納付による引き落としが完了していない）場合、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますので、ご注意ください。

《納付計画の変更》④口座から引き落とされなかったものを直ちに納付

No.	画　　面	手　順
56	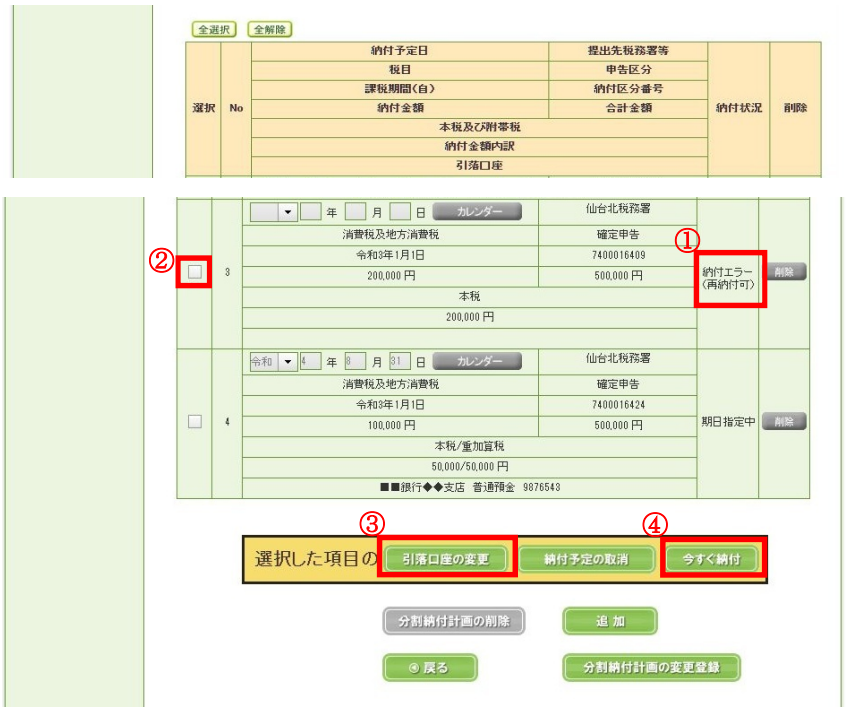	残高不足などを理由に口座引き落としができかった納付予定については、「今すぐ納付」機能を利用して、直ちに口座引き落としを行うことができます。 ①「納付状況」欄が「納付エラー（再納付可)」と表示されていることを確認します。 ②納付予定を選択します。 ③引落し口座が空となっているため、「引落口座の変更」ボタンを押し、口座情報を設定します。 ④「今すぐ納付」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
57	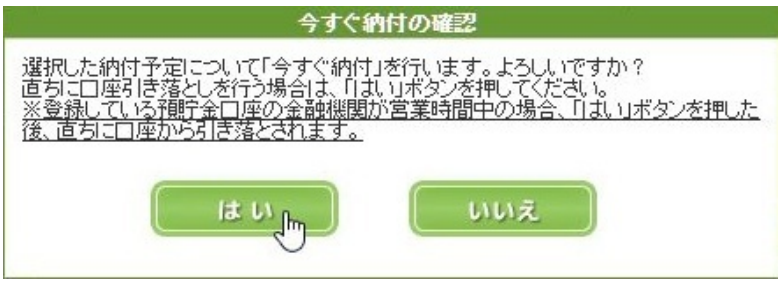	・直ちに口座引き落としを行う場合は、「はい」ボタンを押します。 ※登録している預貯金口座の金融機関が営業時間中の場合、「はい」ボタンを押した後、直ちに口座から引き落とされます。 ・取り消さない場合は「いいえ」ボタンを押します。 ※No.56 に戻ります。
58		「ＯＫ」ボタンを押します。
59		「納付状況」欄が「納付指示中」と表示されます。 ※「分割納付計画の変更登録」ボタンを押すことは不要です。 以上で処理は終了です。

《納付計画の変更》⑤納付予定を変更して直ちに納付

No.	画　　面	手　順
60		既に登録済みの分割納付計画係る納付予定について、当初の納付予定日を変更の上、「今すぐ納付」機能を利用して、直ちに口座引き落としを行うことができます。 ①「納付状況」欄が「期日指定中」(納付日前日以前）と表示されていることを確認します。 ②変更する納付予定日を選択します。 ③「納付予定の取消」ボタンを押します。
61	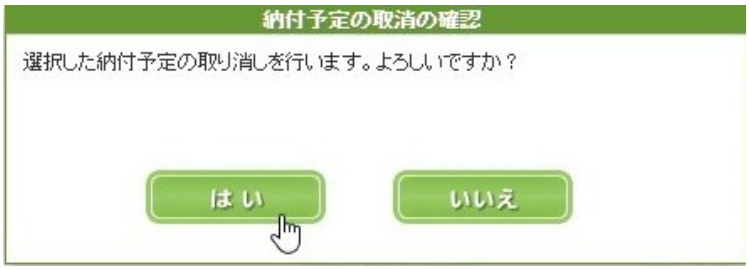	・選択した納付予定を取り消す場合は「はい」ボタンを押します。 ・取り消さない場合は「いいえ」ボタンを押します。 ※No.60 に戻ります。

No.	画　　面	手　順
62	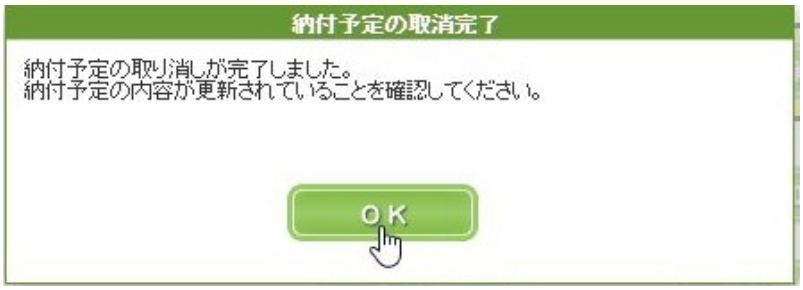	「ＯＫ」ボタンを押します。
63		「納付状況」欄が「期日指定中」（納付日前日以前）から「期日指定前」に変更されていることを確認します。
64		① 引落し口座が空となっているため、「引落口座の変更」ボタンを押し、口座情報を設定します。 ② 直ちに納付を行う納付予定を選択します。 ②「今すぐ納付」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
65	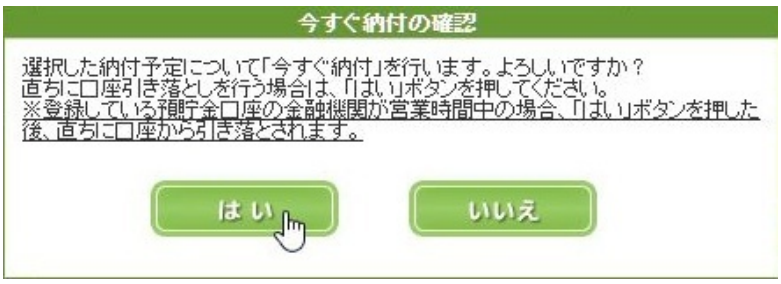	・直ちに口座引き落としを行う場合は、「はい」ボタンを押します。 ※登録している預貯金口座の金融機関が営業時間中の場合、「はい」ボタンを押した後、直ちに口座から引き落とされます。 ・取り消さない場合は「いいえ」ボタンを押します。 ※№64 に戻ります。
66		「ＯＫ」ボタンを押します。
67		「納付状況」欄が「納付指示中」と表示されます。 ※「分割納付計画の変更登録」ボタンを押すことは不要です。 以上で処理は終了です。

《納付計画の変更》⑥納付計画全体の削除

No.	画　　面	手　順
68		納付計画全体を削除する場合は、「納付状況」欄が「期日指定前」又は「納付エラー（再納付可）」であるときに限られます。 ※既に「期日指定前」又は「納付エラー（再納付可）」となっている場合には、No. 71 の手順②へ進みます。 ①「期日指定中」（納付日前日以前）であることを確認します。 ②①の状態のものを選択します。 ③「納付予定の取消」ボタンを押します。
69		・選択した分割納付情報を取り消す場合は「はい」ボタンを押します。 ・取り消さない場合は「いいえ」ボタンを押します。 ※No.68 に戻ります。

No.	画　　面	手　順
70	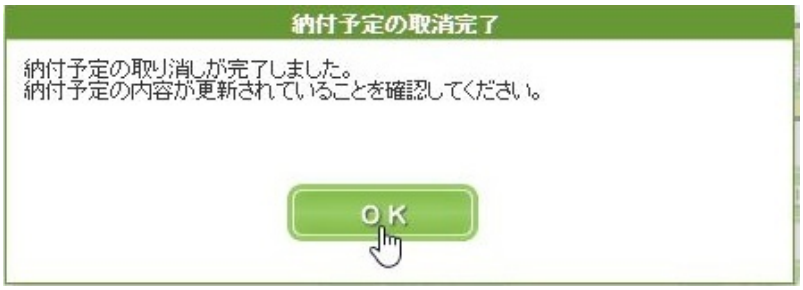	「ＯＫ」ボタンを押します。
71		①「期日指定前」に変更されていることを確認します。 ②「分割納付計画の削除」ボタンを押します。
72	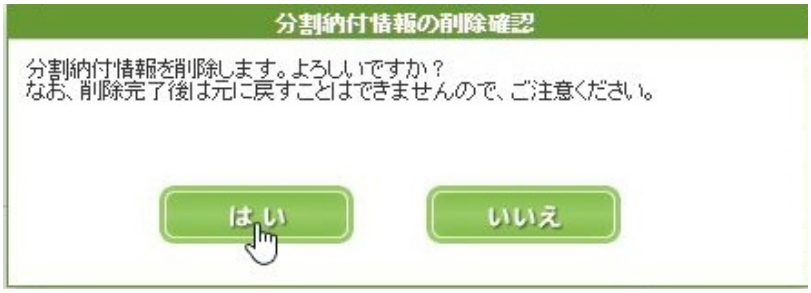	・納付計画全体を削除する場合は「はい」ボタンを押します。 ・削除しない場合は「いいえ」ボタンを押します。 ※No.71 に戻ります。

No.	画　　面	手　順
73		分割納付計画情報の変更が完了となります。 ※本税には、納期限から完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。 なお、徴収担当職員との納付相談を経ずに納付計画を変更した場合や、分割納付計画が履行されない（当該ダイレクト分割納付による引き落としが完了していない）場合、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますので、ご注意ください。

《お知らせ通知の確認》①メッセージボックスの確認

No.	画　　面	手　順
74	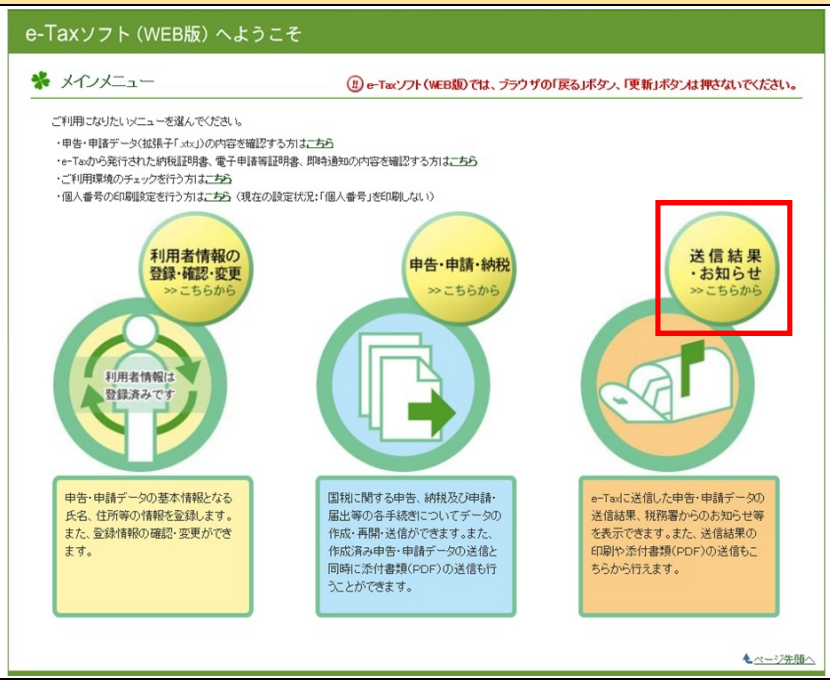	「送信結果・お知らせ」ボタンを押します。
75		口座引き落としに関する事前連絡等が、納付予定日の３稼働日前に e-Tax のメッセージボックスに格納されます。 ・メッセージボックス一覧の「操作に進む」ボタンを押します。

No.	画　　面	手　順
76		各種お知らせが格納されていますので、詳細を確認するメッセージを押します。
77	 受信通知(分割納付日の到来のお知らせ) 以下の分割納付分について、引落日が近づいてきました。 預貯金口座からの振替は、指定された分割納付日の朝から開始しますので、前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。 利用者識別番号：1020911301107011 氏名(名称)：コクゼイタロウ 受付番号：2022052015004541431 9 分割納付年月日：2022/05/31 1 納付区分番号：7400016407 1 納付先：仙台北税務署 1 税目：申告所得税及復興特別所得税 1 申告区分：確定申告 1 金融機関：●●銀行▲▲支店 1 分割納付額：100,000円 2 納付区分番号：7400016408 2 納付先：仙台北税務署 2 税目：消費税及地方消費税 2 申告区分：確定申告 2 金融機関：●●銀行▲▲支店 2 分割納付額：100,000円	【納付日の到来のお知らせ】 納付予定日の３稼働日前に通知されます。

No.	画　　面	手　順
78	**受信通知(ダイレクト分割納付完了通知)** ダイレクト納付による登録口座からの引き落としが完了しました。 <table><tr><td>利用者識別番号</td><td>1020911301107011</td></tr><tr><td>氏名(名称)</td><td>コクゼイタロウ</td></tr><tr><td>受付番号</td><td>20220520150045414319</td></tr><tr><td>納付区分番号</td><td>7400016407</td></tr><tr><td>分割納付年月日</td><td>2022/05/31</td></tr><tr><td>納付先</td><td>仙台北税務署</td></tr><tr><td>税目</td><td>申告所得税及復興特別所得税</td></tr><tr><td>申告区分</td><td>確定申告</td></tr><tr><td>金融機関</td><td>●●銀行▲▲支店</td></tr><tr><td>分割納付額</td><td>100,000円</td></tr></table>	【分割納付完了通知】 納付予定日に口座引き落としが完了した場合に通知されます。
79	**受信通知(ダイレクト分割納付エラー通知)** ダイレクト納付による登録口座からの引き落としができませんでした。 エラー情報をご確認ください。 <table><tr><td>利用者識別番号</td><td>1020911301107011</td></tr><tr><td>氏名(名称)</td><td>コクゼイタロウ</td></tr><tr><td>受付番号</td><td>20220520150045414319</td></tr><tr><td>納付区分番号</td><td>7400016407</td></tr><tr><td>分割納付年月日</td><td>2022/05/31</td></tr><tr><td>納付先</td><td>仙台北税務署</td></tr><tr><td>税目</td><td>申告所得税及復興特別所得税</td></tr><tr><td>申告区分</td><td>確定申告</td></tr><tr><td>金融機関</td><td>●●銀行▲▲支店</td></tr><tr><td>分割納付額</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>エラー情報</td><td>HUBH125E:届出された金融機関の預貯金口座は利用できないことからダイレクト納付が行えません。金融機関にご確認ください。</td></tr></table>	【分割納付エラー通知】 納付予定日に口座引き落としができなかった場合に通知されます。
80	**受信通知(ダイレクト分割納付取消通知)** 以下のダイレクト納付(分割納付日指定分)について、取り消しが行われました。 <table><tr><td>処理日時</td><td>202/07/10 14:24</td></tr><tr><td>利用者識別番号</td><td>1029911007109059</td></tr><tr><td>氏名(名称)</td><td>コクゼイタロウ</td></tr><tr><td>受付番号</td><td>20230520141918646310</td></tr><tr><td>納付区分番号</td><td>7400016424</td></tr><tr><td>納付先</td><td>仙台北税務署</td></tr><tr><td>税目</td><td>消費税及地方消費税</td></tr><tr><td>申告区分</td><td>確定申告</td></tr><tr><td>分割納付額</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>分割納付年月日</td><td>令和4年8月31日</td></tr></table>	【分割納付取消通知】 納付予定の取消がされた場合に通知されます。

《お知らせ通知の確認》②メールアドレスへのお知らせ

No.	画　　面	手　順
81	件名 税務署からのお知らせ（国税太郎様）【分割納付日の到来のお知らせ】 本文 国税太郎様 e-Taxをご利用いただきありがとうございます。 ご登録された分割納付の申出について、納付予定日が近づきましたので、ご連絡します。 詳細については、メッセージボックスに格納しましたので、内容をご確認ください。 ○　メッセージボックスの確認方法 e-Taxの利用可能時間内に、以下の手順で確認することができます。 ■　パソコンから確認する場合 1 「e-Taxソフト（WEB版）メインメニュー」画面からログインします。 2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。 3 メッセージボックス一覧表示から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。 ⇒ e-Taxソフト（WEB版）へ ⇒ https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB/WP000/FCSE00001/SE00S010SCR.do ■　スマートフォン等から確認する場合 1 「e-Taxソフト（SP版）　ログイン」画面からログインします。 2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。 3 メッセージボックス一覧表示から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。 ⇒ e-Taxソフト（SP版）へ ⇒ https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB/WP000/FCSE00001/SESP0010SCRSP.do ※　本メールは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。 なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。 ---------- 発行元：国税庁 Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved. ----------	《初回手続》②納税用確認番号・メールアドレスの登録の手順において、e-Tax にメールアドレスを登録している方は、メッセージボックスに情報が格納された場合に、登録されているメールアドレス宛にその旨を伝えるメールが送信されます。